

「二十歳（はたち）のつどい」
案内はがきおよび式次第への広告掲載入札心得

（入札の基本的事項）

- 1 入札参加者は、地方自治法、同法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令ならびに仕様書、その他契約締結に必要な条件を承諾のうえ入札してください。

（入札の参加および辞退）

- 2 入札参加者は、指定した時刻および場所に出席してください。入札を辞退する場合は「入札辞退届」を入札執行日の前日までに入札担当課に提出してください。
入札時刻に遅れた場合は辞退とみなしますので、時間を厳守してください。
なお、入札を辞退した場合でも、これを理由に以後の指名について、なんら不利益な取扱いを受けることはありません。

（公正な入札の確保）

- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（入札の方法）

- 4 入札参加者は、当該入札件名等を記載した封筒に「入札書」を入れ、指示された場所に提出してください。
また、代理人による入札のときは、代表者からの「委任状」を提出してください。

（消費税および地方消費税に伴う入札金額の記載方法）

- 5 入札金額には、消費税および地方消費税相当額を加算しない金額を記載してください。（消費税課税事業者、免税事業者を問いません。）
なお、契約金額は、入札金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

（入札書の数字および記載事項の訂正）

- 6 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。（例：¥ 1 2 3, 0 0 0）
また、記載事項を訂正するときは、2 本線を引き上部に正書して、押印してください。ただし、入札金額を訂正することはできません。

（入札書の引替え等の禁止）

- 7 提出された入札書は、引替え又は変更もしくは取消しをすることができません。

(入札の中止等)

8 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期、停止、又は中止することがあります。

- (1) 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために協定した者があると認められたとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由があると市長が認めるとき。

(入札の無効)

9 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (4) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札、金額その他記載事項が脱落、又は不明瞭で確認できない入札もしくは金額を訂正した入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定)

10 予定価格以上であり、かつ最高の価格で入札した者を落札者とします。

(くじによる落札者の決定)

11 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。

(契約の締結)

12 落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約の締結をしないときは、その落札は無効となります。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、その期間を延長することができます。

(異議の申立て)

13 入札者は、入札後この心得、その他入札条件等の疑義又は不明を理由として異議を申立てることはできません。